

東教育財団だより

発行所
公益財団法人
東教育財団
大阪市中央区南本町
2丁目2番11号
堺筋本町西尾ビル6階
電話 06 (6262) 7363
FAX 06 (6227) 8068
発行責任者 北井 保行

謹賀新年

本年もよろしく
お願い申し上げます

【新年のご挨拶】



理事長
伊藤 友之

明けましておめでとごうございます。皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年中は東教育財団が取り組んでおります教育・文化に関する事業にご支援とご理解を賜り、厚くお礼申しあげます。

昨年は、地震や豪雨など自然災害が各地で発生した年でもありません。年頭にあたり、先ずもって皆様にとつて今年一年平穏な年であることをお祈りいたします。

さて、東教育財団にとつて今年は設立百周年の年であり、また、二つの課題を克服しなければならぬ年でもございます。

東教育財団は、大正一四(一九二五)年三月二四日民法第三四条の規定に基づく財団法人(当時「東区教育財団」として設立され、平成二三年四月一日には公益法人制度改革三法に基づく公益財団法人として再出発しました。その間、大正・昭和・平成・令和と

年が流れるも、その時代それぞれの課題や困難を克服し、東教育財団を営々と運営されてきた先人や現在の役員の方々、さらには様々な形で応援していただいている地域の皆様に心から感謝とともに敬意を表する次第です。

次に、今年六月に額面一〇億円の国債が満期を迎えますが、超低金利からの脱却が遅々として進まない今日において「公益財団法人」という制約の中で、どのようにすれば従前どおりの「運用収益の確保」ができるのか、できなればどのように対応すべきなのか、喫緊の課題となっております。

二つ目の課題は、今年四月から改正される「公益法人制度」への対応です。改正の趣旨は、現行の公益法人制度の財務規律や手続きの下では、公益法人が民間公益を担う主体としての潜在力を発揮しにくいとの声があることから、財務規律等を見直し、法人の経営判断で社会的課題への機動的な取組を可能とするともに、法人自らの透明性の向上やガバナンス充実に向けた取組を促し、

国民からの信頼・支援を得やすくしようとするものでございます。

この改正により、財務規律の柔軟化、明確化等がなされる一方で、法人自らの透明性向上やガバナンス充実として、情報開示の拡充や外部理事・監事の導入等が求められることとなります。また、「公益法人制度」の改正に伴い、情報開示の充実等の観点から「公益法人会計基準」も見直されると聞いており、三年間の経過措置はありますが、これにも対応していかねればなりません。

いずれにいたしましても、このご挨拶の中では紙面が限られ、意を尽くすことが出来ませんので、皆様には機を見て詳細をご説明したいと思っております。東教育財団といたしましては、公益財団法人という制度の枠組みの中ではございますが、中央区内の教育・文化の発展・振興を支えるべく、助成事業を展開して参る所存でございますので、皆様方の更なるご理解・ご協力・ご支援のほど、よろしくお願ひいたします。

理事会を開催しました

東教育財団では、十月九日に理事会を開催し、令和六年度事業実施中間報告及び収支中間報告について承認するとともに、令和七年度助成事業について、募集要項、広報、募集日程等を決定しました。



「理事会会議風景」

令和七年度の

助成事業を募集します

東教育財団では、中央区内の学校教育及び社会教育の育成、並びに、地域文化の振興に寄与するため、学校教育活動、社会教育・生涯学習活

動、並びに、地域文化・まちづくり活動に助成を行っています。

令和七年度助成事業の募集日程、募集要項に定める助成対象事業、助成対象団体等は、次のとおりです。

申請受付期間

令和七年度助成事業の申請受付は、**二月十一日(水)から、二月二十八日(金)まで**です。

※なお、申請の事前相談は随時受付しています。

助成対象事業

① 学校教育事業助成

中央区内の学校教育の充実・発展に寄与し、かつ、当該学校の独自性や特性を持つ事業

《参考事例》

- 地域の歴史、伝統、文化、産業等に関する調査・学習事業
- 右記の調査・学習によって作成した冊子等の発行事業

○ 外国につながるのがある児童生徒への日本語等指導事業

○ 姉妹校交流事業

○ 伝統芸能(文楽、能等)鑑賞・学習・発表事業

○ 校内緑化等自然環境整備事業

○ クラブ活動に必要な用具・資材の購入・貸与事業

○ クラブ活動の地域交流事業

(例:吹奏楽部が開催する地域コンサート)

○ クラブ活動等における全国大会等への参加事業

○ 学校周年記念事業(十周年等特別に実施する周年事業に限る)



「学校教育事業助成説明会」

② 社会教育・生涯学習事業助成



「社会教育・生涯学習事業助成説明会」

中央区内の社会教育や生涯学習の充実・発展に寄与する事業
ただし、営利を目的とする事業はこの限りでない。

③ 地域文化・まちづくり事業助成

中央区内の地域文化や地域まちづくりの振興に寄与する事業
ただし、営利を目的とする事業はこの限りでない。

助成対象団体

① 学校教育事業助成

大阪市内に所在する公立の幼稚園、小学校及び中学校

② 社会教育・生涯学習事業助成

大阪市内に所在する社会教育・生涯学習の活動を行う社会教育団体及び生涯学習習団体

③ 地域文化・まちづくり事業助成

大阪市内に所在する地域文化・まちづくり活動を行う団体

助成対象となる経費

事業の実施に直接必要となる経費

なお、助成金を助成対象事業以外の目的に使用することはできない。

助成限度額

令和七年度予算(三月の理事会・評議員会で審議予定)で定めます。

なお、令和元年十月九日開催の理事会において、令和二年度以降の助成基準及び限度額は、令和元年度と同様とすることが承認されています。

申請時提出書類

所定の「助成申請書」に次の書類を添付して申請受付期間内に提出してください。

○ 事業計画書

○ 収支予算書

○ 団体の定款・規約等、役員名簿
直近年度の事業・決算報告書(学校教育事業助成は不要)

○ 実施予定の事業を紹介する写真、パンフレット、新聞・雑誌の記事コピー等



「地域文化事業助成説明会」

審査・選考

助成金審査会において公正・公平に審査・選考を行い、理事会において最終的に助成先及び助成金額を決定します。

選考の結果は、決定後速やかに申請者に文書で通知します(四月下旬予定)。なお、選考結果の理由等に関する問い合わせには一切応じられません。

実施報告

助成対象事業終了後二十日以内に、所定の「実施報告書」に次の書類を添付して提出してください。

○ 事業報告書

○ 収支決算書

○ 支出を確認できる領収書の写し

○ 助成対象事業の写真等事業実施状況を確認できる資料

会計理事の選定・

助成金審査会審査員の

の補充選任

十月九日開催の理事会において、橋本英男様のご逝去により空席となっていた「会計理事」の選定、「助成金審査会審査員」の補充選任が行われました。

【会計理事】

会計理事には伊藤 審査理事が選定されました。

【審査理事】

伊藤 審査理事が会計理事に選定されたことに伴い、その後任の審査理事には黒石理事が選定されました。

会計理事 伊藤 弘一郎

審査理事 黒石 力

【助成金審査会審査員】

助成金審査会審査員には、審査理事に選定された黒石理事が補充選任されました。

助成金審査会審査員名簿(補充選任後)

・ 学識経験者(専門審査員)

依谷 好一 元開平小学校長

園 佳子 御霊神社宮司

・ 役員

伊藤 弘一郎 会計理事

黒石 力 審査理事

・ 事務局員

北井 保行 事務局長

「大坂・西町奉行所と府立大阪博物館

そして住友家のかかわり」(後編)

ここで博物館の性格を紹介するが、発足当初は国内外の美術工芸品、特産品の展示を主とする殖産興業を旗印としていたが次第に商品展示、観光振興へと変化し、場長が変わることに趣旨・展示内容も変わり、博物教育、美術に造詣の深い天野岐(元・神戸師範学校長)が就任した明治一八年(一八八五)から二三年(一八八九)では西欧文化の展示手法を導入し美術館と物品陳



博物館正面

列に充実を図った。また、明治二五年(一八九二)から二七年(一八九四)に就任した平瀬露香(大阪財界の重鎮・豪商)は文化人として能舞台の移設を行い、初代大阪市長を務めた田村太兵衛(住友家本邸となる茶臼山西部の自己用地を住友家に譲渡)も明治三四年(一九〇一)頃から場長を務めた。博物館は最盛期には美術工芸の陳列館のほか動物檻、美術館、書籍閲覧所、奏楽堂、能舞台、茶室、庭園、花壇、商品販売所、売店などが存在し、動物展示は言うに及ばず美術展、菊、牡丹、さつきなどの花卉展覧会、メジロ、金魚の品評会、能狂言、お茶会、舞踊の会など多様な催事を行い、純然たる博物館というよりはむしろ博覧会か娯楽場、テマパークの様相を呈し、唯一最大の楽園と当時の書物が伝えている。因みに明治八年(一八七五)開場当時の入場者数、約四万三千人弱が明治三十二年(一八九九)では三十一万五千三百人余に、そして一部無料化もあつて十年後の明治四一年(一九

〇八)には八五万人余を数えるまでに至った。



動物檻の位置

ところで博物館の書籍閲覧所は常時開設しておらず、当時の住友吉左衛門は憂えて中之島に図書館建設を明治三十三年(一九〇〇)に大阪府知事に寄付を申し出て完成させるが、このほか博物館では奏楽堂、六角小鳥舎、ツル舎や多種の鳥類を寄贈し、文化面で貢献した。

ところで、明治四二年(一九〇九)七月に北の大火(天満焼け)があり、博物館への類焼の危険、動物脱出の危険、鳴き声、臭気の苦情などで船場のこの地に動物檻は相応しくないと提起され、また堂島の府立大阪

商品陳列所の焼失からこれの再建が急務となり、博物館が廃止と追い込まれた。大正二年(一九一三)一月府議会で博物館の動物を大阪市に移譲する案が可決され、大正三年(一九一四)九月から内国勸業博覧会跡地に突貫工事で動物園を完成させた。動物の移動は工事中の十月頃から順次行われたが、いよいよゾウの移動については移送手段もなく十月一五日の深夜に内本町橋詰町から松屋町を南へ天王寺・玉水町まで十時間かかって歩かせたが、深夜にもかかわらず多くの市民が見物に詰めかけた記録が残っている。大正四年(一九一五)一月一日に大阪市立動物園が新しく開園し、博物館跡地は大阪商品陳列所となった。

なお、第五回内国勸業博覧会や府立博物館、中之島図書館などに貢献した住友家は住み良しとした茶臼山本邸が近隣に動物園、新世界、釜ヶ崎、飛田遊郭を抱え、デモや集会が行われる天王寺公園などの喧騒から逃れるように大正十年(一九二二)十二月、茶臼山本邸用地を大阪市に無償譲渡することを申し入れます。

元天王寺動物園長 中川 哲男

(獣医師・字音員)